

令和 6 年度

(2024 年度)

伊丹市内部統制評価報告書審査意見書

伊丹市監査委員

伊 監 第 56 号
令和 7 年 8 月 25 日
(2025 年)

伊丹市長 中田 慎也 様

伊丹市監査委員 佐藤 文裕

伊丹市監査委員 保田 憲司

令和 6 年度（2024 年度）伊丹市内部統制評価報告書に関する審査意見の提出について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 6 年度（2024 年度）
伊丹市内部統制評価報告書を審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

令和 6 年度伊丹市内部統制評価報告書審査意見

第 1 審査の対象

令和 6 年度伊丹市内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）

第 2 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、の各点について審査を実施した。

審査に当たっては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表、令和 6 年 3 月改定。以下「ガイドライン」という。）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係職員より事情を聴取し、あるいは所管部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準にのっとり、公正妥当な方法により実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第 3 審査の日程

令和 7 年（2025 年）6 月 12 日から同年 8 月 25 日まで

第 4 審査の結果

審査に付された報告書については、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載の一部に意見があるものの、その記載は概ね相当であると認められた。

なお、結果の詳細は次のとおりである。

1. 評価手続に係る記載について

評価手続を把握した上で、内部統制の評価範囲に含まれるべき内部統制対象事務について網羅的に評価されているか、評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、評価が形骸化していないか、という観点から実施した。

(1) 全庁的な内部統制について

ガイドラインに示された全庁的な内部統制の評価項目が、報告書に漏れなく記載され、全項目について評価を実施しているかを確認したところ、一部留意すべき事項があるものの、全ての項目について記載されており、また、評価も実施されていることから、評価手続に係る記載は概ね相当であると認

められた。

(2) 業務レベルの内部統制について

把握すべき内部統制の不備がリスク評価シート、リスク一覧及びリスクの影響度・発生可能性に基づくリスク分析により漏れなく把握されているか等を確認したところ、一部の所属において、内部統制の評価範囲に含まれるべき内部統制対象事務が自己評価、他者評価ともに「リスク無し」として取り扱われ、評価自体が行われていない事例やリスク評価シートに記載すべき欄が空白の状態になっている事例が見受けられたことから、不十分であると認められた。

2. 評価結果に係る記載について

市長が評価の過程において把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか、是正された整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに是正されたかという観点から審査を実施した。

(1) 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果について

報告書において、全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況についての評価結果は、「重大な不備は見受けられなかった」とし、「全庁的な内部統制は概ね有効である」とされている。この点について、記録の閲覧や評価部局への質問等により審査した限りにおいて、評価結果の判断は相当であると認められた。

(2) 業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果について

報告書において、業務レベルの内部統制の整備状況についての評価結果は、「評価対象期間中に整備上の不備と認められるものはなかった」とされている。

整備状況についての評価結果の審査に当たっては、評価部局から提出されたリスク評価シートの内容を踏まえ、当年度においてリスクが高いと判断された事務、監査等において把握されたリスク等についてどのような対応策がとられたのか等について確認した上で、これらの事項についての記録の閲覧や評価部局及び各所属への質問等により、事実確認を行い審査した結果、整備状況の評価結果に至るまでの経緯を示す十分な資料を確認することができなかったため、不十分であると認められた。

業務レベルの内部統制の運用状況についての評価結果は、「運用上の不備を9件把握した」とされており、この9件については、「重大な不備には至らなかったものと判断した」とされている。

運用状況の評価結果の審査に当たっては、リスク発現事案の周知により公

表された内容やリスク評価シートにより、市長が行った内部統制の運用状況についての評価結果が適切かどうか、特に、当該不備が重大な不備に該当しないかどうかについて審査した結果、運用状況の評価結果に至るまでの経緯を示す十分な資料を確認することができなかったため、不十分であると認められた。

第5 審査結果を踏まえた付記意見

評価手続及び評価結果に係る記載の一部について不十分な事項及び留意すべき事項について、以下のとおり意見する。

1. 不十分な事項について

(1) リスク評価シートについて

一部の所属において、内部統制の評価範囲に含まれるべき内部統制対象事務について、「リスク無し」との自己評価が行われ、他者評価も実施されておらず、評価が実施されていない事例や、リスク評価シートに記載すべき欄が空白のまま、自己評価、他者評価が実施されている事例が散見された。

評価部局においては、他者評価実施時に、リスクの識別漏れやリスク評価シートの記載漏れが生じないように、確実にチェックできる体制を整備してもらいたい。また、これらの事例は、リスク評価シート作成の基礎となる内部統制制度上のリスクの捉え方等各所属に対して、十分に周知されていないことが要因であると考えられるため、リスク評価シートの作成方法をはじめとした、制度への理解を深めるための研修の実施等、内部統制制度を確実なものとするための工夫や必要な措置を講じてもらいたい。

(2) 内部統制の整備状況及び運用状況の評価に係る記録について

内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果について審査した結果、評価結果に至るまでの経緯を示す証拠資料が十分に作成されておらず、特に、運用状況の評価結果の記載に関する審査においては、評価部局が重大な不備であるかどうかを判断する基準があるにもかかわらず、報告書に運用上の不備として記載されている9件の不備について、重大な不備に該当しないこととした経緯を示す証拠資料が十分に作成されておらず、また、評価部局においてどのような議論がなされ、そのような評価に至ったのかについても判明しなかった。

今後は、評価に至るまでの経緯を明白に示すことについて徹底してもらいたい。また、判断経緯を適切に記録し、この結果を蓄積することで評価基準の礎とすることも可能であると考えられるため、内部統制評価基準における評価方法について、伊丹市における内部統制制度の進行と共に適宜改善を重ね、

着実な内部統制制度の向上に努めてもらいたい。

2. 留意すべき事項

全庁的な内部統制の評価結果について

評価報告書 附属書類「第2 全庁的な内部統制について」における取組内容の記載を確認したところ、行政委員会等の例規等で記載されていないものがあった。全庁的な内部統制については、評価項目に対応する例規等を全て把握することが制度を有効に機能させるための基盤となるため、該当する各例規等を漏れなく把握した上で、不備の有無の把握及び有効性の評価を実施してもらいたい。